平成２８年（フ）第２０３号
福岡県久留米市合川町1727番地８
破産者　井上　正雄
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２０４号
福岡県久留米市合川町1727番地８
破産者　井上　満子
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１４号
埼玉県所沢市こぶし町８番30号、開始決定時の住所福岡県小郡市三沢2401番地１
破産者　杉山　茂樹
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１３１号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目10番６号　アメニティーステイ502
破産者　藤岡　範也
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６０号
沖縄県那覇市西３丁目９番３―502号　県営三重城市街地住宅
破産者　Ｐｉａｇｅｔこと　小板　律子
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３１号
北海道苫小牧市本幸町２丁目３番17―802号
破産者　對馬志保子
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２４０号
盛岡市西下台町９番40―206号
破産者　町田　　理
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５２号
秋田市外旭川字大谷地３番地13　レジデンス外旭川101、前住所秋田市大町１丁目１番11号
破産者　三浦　良子
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３号
茨城県牛久市中央２丁目12番地２　（エスペランサＨＩＲＯ203）
破産者　長澤　洋二
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
茨城県取手市西１丁目６番Ｃ―603号
破産者　上田慎一郎
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
石川県羽咋市御坊山町12番地１　御坊山定住促進住宅２号棟　205号
破産者　和田　純子
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１３０号
滋賀県高島市黒谷136番地６
破産者　橋本　啓子
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
兵庫県たつの市御津町苅屋1431番地７
破産者　称宜　久美（旧姓澤井）
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第７６号
広島県福山市新市町大字戸手2367番地２　マローネガルテンＢ102、前住所広島県府中市中須町384番地12
破産者　山口　幸江（旧姓檀上）
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第８８号
広島県福山市新市町大字下安井815番地４
破産者　松本　　稔
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第８９号
広島県福山市新市町大字下安井815番地４
破産者　松本　智子
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第９５号
香川県高松市香西本町１番地143　ベルメール香西802
破産者　長濵　哲也
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３号
愛媛県南宇和郡愛南町増田1382番地
破産者　岡崎　稔男
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１４７号
高知県香美市土佐山田町神母ノ木376番地３、前住所高知県高岡郡日高村下分50番地２
破産者　門田　晴雄
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係